

所得税に代わる消費税とは何か？

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

税制改革で常に議論されている消費税は税率のアップをいつ行うべきかが最大の焦点となりつつある。賛否両論分かれる中、国の財政は税収で足りない分を国債でまかなっており、財政状態を改善する対策が必要不可欠である。現役所得者が今後減少し所得税の増収が見込めないため現役所得者以外にも幅広く負担を求める消費税の役割は今後さらに増していくだろう。現行の消費税は間接的に税金を支払う間接税であるが、直接税としての消費税があることはあまり知られていない。今回のコラムでは制度から離れ、直接税としての消費税（以下、支出税という）をご紹介します。

現行の消費税は消費者が事業者を支払った消費税を事業者がいったん預かり、消費者の代わりにその消費税を国（および地方）に納める税金である。このように間接的に納める税金を間接税と呼んでいる。支出税は所得税のように納税者が直接納付する直接税である。

所得税は原則として私たちが稼ぎ出した収入から必要経費を差し引いた所得に対して課税する税金である。所得を求める式を表すと、以下の式になる。

$$\text{収入} - \text{必要経費} = \text{所得}$$

所得からは消費にまわるお金もあれば貯蓄にまわるお金もある。それを式に表すと、以下の式になる。

$$\text{所得} = \text{消費} + \text{貯蓄}$$

$$\text{消費} = \text{所得} - \text{貯蓄}$$

支出税は所得から貯蓄を差し引いた消費に対して課税する。消費に課税するからといって日々のレシートを集計した額に課税するわけではなく、所得税の計算と同様にいったん収入から必要経費を差し引いて所得を求め、所得から貯蓄を差し引いた消費に課税する方法をとる。支出税は現在制度化されておらず、具体的な事例は紹介できないが、給与所得者への課税方法を想定すると以下の表のようになるだろう。社会保険料や生命保険料の支払などは消費税非課税であるため支払った全額が所得から控除される。住宅ローンの返済は貯蓄の増加だから所得から控除する。年間の貯蓄増加額は所得から控除し、借入金の増加額が貯蓄額よりも多い場合、その差額はマイナスの貯蓄だから所得に加算される。

支出税の課税計算（課税原理をもとに筆者想定）

給	料	収	入	①	×××			
給	与	所	得	②	×××			
社	会	保	険	料	控	除	③	×××

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

生 命 保 険 料 控 除 ④	×××
損 害 保 険 料 控 除 ⑤	×××
扶 養 控 除 ⑥	×××
所 得 控 除 額 の 合 計 額 (③ + ④ + ⑤ + ⑥) ⑦	×××
住 宅 ロ ー ン 返 済 額 ⑧	×××
年 間 貯 蓄 増 減 額 ⑨	×××
課 税 支 出 額 (② - ⑦ - ⑧ - ⑨) ⑩	×××
支 出 税 額 ⑩ × 税 率	×××

消費に課税する方が所得に課税するよりも優れていることは以前より指摘されてきた。ここではその一つをご紹介します。所得税は現在消費するか将来消費するかの人々の行動に影響を及ぼしてしまう。支出税はその決定に何の影響も及ぼさない。所得税は利子に対して課税するからである。

以下の表では所得税と支出税課税下での現在価値を表した。10年後まで利子所得課税は20%の税率（国15%、地方5%）で課税されていると仮定した。たとえば手元に100万円があり、年利2%の複利運用ができるとする。所得税の場合では10年後の100万円の現在価値は減少してしまう。支出税の場合、現在の100万円と10年後の100万円の現在価値は同じである。所得税の場合、将来消費するよりも現在消費してしまったほうが有利であり、支出税の場合は現在消費しても将来の消費のために貯蓄してもその選択に影響を及ぼさない。

所得税と支出税 現在価値比較*

年度	所得税の場合	所得税課税のもとでの現在価値	支出税の場合	支出税課税のもとでの現在価値
2010年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2020年	1,172,026	961,474	1,218,994	1,000,000

(小数点以下四捨五入、単位：円)

アメリカではこの支出税導入に向けての税制改革案が議会に提出されたりしている。すでに所得税が導入されている状態から支出税に移行するには公平性の面で移行上大きな問題があり、アメリカでも導入されてはいない。筆者もわが国に早急な支出税の導入を主張するわけではない。しかし、今後税制改革を論じる上で現在の税制の部分的な手直しだけ

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

でなく、抜本的な税制改革が求められる時、所得税に代替し得る支出税への税制改革論議は検討の余地があるだろう。

* 2%の利子は市場利子率に一致すると仮定している。

計算方法：所得税の場合

$$\text{10年後 } 1,000,000 \times (1 + 0.02 \times 0.8)^{10} = 1,172,026$$

$$\text{現在価値 } 1,172,026 \times \frac{1}{(1 + 0.02)^{10}} = 961,474$$

支出税の場合

$$\text{10年後 } 1,000,000 \times (1 + 0.02)^{10} = 1,218,994$$

$$\text{現在価値 } 1,218,994 \times \frac{1}{(1 + 0.02)^{10}} = 1,000,000$$